

「平成27年度第2回熊本市大規模小売店舗立地協議会」議事録（要旨）

- I 日 時 平成27年10月5日（月） 10:00～10:30
- II 場 所 熊本市役所14階大ホール
- III 委員名簿 別添協議会資料のとおり
- IV 事務局 熊本市農水商工局商工振興課
- V 次 第
- 1 開会
 - 2 議事 「ダイレックス植木店・靴のニシムラ本店」に対する意見（案）について
 - 3 閉会
- VI 協議結果概要

事務局から届出概要、住民等・学識経験者・関係各課からの意見・要望事項の提出状況、市意見案と考え方について説明し、協議を行った。

「ダイレックス植木店・靴のニシムラ本店」に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、学識経験者及び関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下4点の留意事項を付記。
 - (1) 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
 - (2) 排気口から出るにおいにより、近隣の生活環境が損なわれることのないよう努めること。
 - (3) 夜間及び早朝における荷物の搬入及び荷さばき作業に際しては、可能な限り騒音の発生を低減し、周辺的生活環境の保全に努めること。
 - (4) 本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店に対して求めている地域貢献の実施等に積極的に取り組むこと。

〔質 疑〕

- 指摘事項として提出させていただいたが、建物北側にある住宅地との境界には生垣を配置する等の配慮があっても良いのではないかと。設置者からの回答として、

「視認性を確保する必要があることから生垣等の緑化は難しい」とあるが、具体的にどこの場所のことを言っているのか。（磯田委員：熊本高等専門学校嘱託教授）

- 設置者からの回答にある「視認性の確保」とは、建物東側にある区画道路との境界への生垣設置の可否に対する説明となっている。ご指摘いただいた建物北側の住宅地との境界については、どのような設計になっているのか、生垣等の緑化の検討は可能なのか等、事実関係を設置者に確認し、回答させていただきたい。（事務局）
- 先日の茨城県での水害に代表されるように、昨今、大規模な災害が相次いでいる。当該店舗よりも熊本市への要望であるが、市内に進出する店舗について、一定の敷地面積をもつ店舗とは包括的な防災協定を締結し、近隣住民の避難場所や、緊急時における物資の供給源として活用すべきではないか。当該店舗も届出書において行政への協力姿勢を示していることから、具体的にどういった形での緊急協力が可能なのか、どういった内容の協定となるのかは分からないが、熊本市として検討しても良いのではないか。（荒井委員：熊本学園大学教授）
- 熊本市では、例えばコンビニのローソンと包括的な連携協定を締結している。店舗等との防災協定については、緊急時に備え利用できるものは利用したいと考えているところ。委員からご指摘のあった、一定の敷地面積をもつ店舗とは包括的な防災協定を締結するという考え方については、今後検討させていただきたい。（危機管理防災総室）

〔総括〕

本件については、市の意見はなし、ただし、留意事項として意見案に記載の内容を設置者へ通知する。